

## 契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）

## 米ドル建一時払養老保険

5年ごと利差配当付一時払特別養老保険（指定通貨建）

ご検討いただく際には必ずお読みください。

ご検討いただく際にはこの「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご確認ください。

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。
- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意ください事項や不利益となる事項を記載しています。

ご契約の際には必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。特にリスク・諸費用の説明や主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。

ご契約内容に関する詳細は、この「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」のほか「ご契約のしおり 定款・約款」にも記載しておりますのであわせてご確認ください。

この保険は米ドル建ての商品のため、為替リスクがあります。  
為替レートの変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、保険金等を円でお受け取りいただく場合の金額が、ご契約時の一時払保険料（円）を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等の詳細については「ご契約のしおり 定款・約款」、主な保険用語の説明等については、本書面17ページに記載しておりますのでご確認ください。

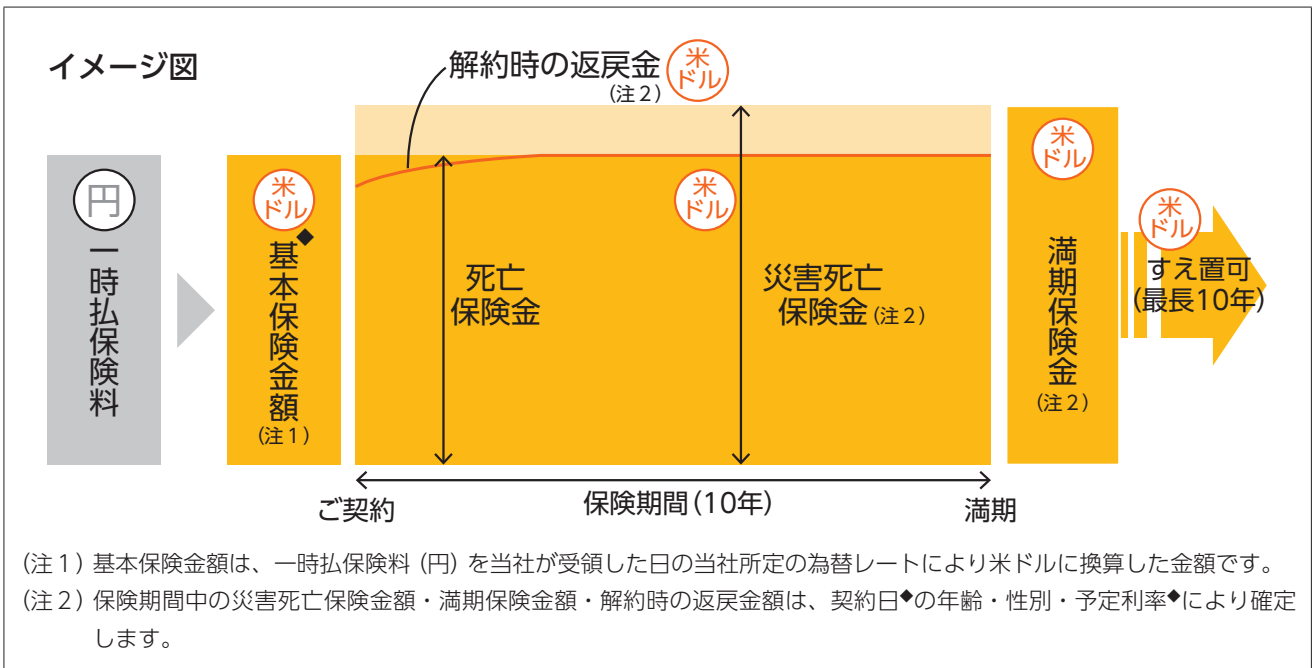
### 1. 引受保険会社の名称と住所等

- 名 称 明治安田生命保険相互会社
- 住 所 本社〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- 連絡先 TEL 03-3283-8111 (代表)  
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp>

### 2. 商品の特徴としくみ

- 商品の名称 (正式名称)  
5年ごと利差配当付一時払特別養老保険 (指定通貨建)
- 商品の特徴
  - この保険は米ドル建ての保険期間10年の養老保険です。
  - 満期時に、満期保険金をお支払いします。なお、この保険は保険期間中の死亡保険金額を基本保険金額にまで抑えることで、満期保険金額を大きくしています。
  - 保険期間中に被保険者が死亡したときに死亡保険金 (基本保険金額) をお支払いし、災害により死亡したときに災害死亡保険金 (満期保険金額と同額) をお支払いします。
  - 満期保険金は、満期後最長10年すえ置く◆ことができます。
  - 満期保険金・災害死亡保険金・死亡保険金・解約時の返戻金等のお支払いは、米ドルとなりますが、円でのお受取りも可能です。

## ■商品のしくみ



この保険の為替リスク・諸費用については、8ページ、9ページの「為替リスク」、10ページの「お客さまにご負担いただく諸費用」をご覧ください。

## 3. 保障内容

### ■ 保険金のお支払事由

保険金	お支払いする場合	お支払額	受取人
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	満期保険金額	満期保険金受取人
災害死亡保険金	被保険者が不慮の事故により、その事故の日から180日以内に死亡したとき	満期保険金額と同額	死亡保険金受取人
	被保険者が特定感染症により死亡したとき		
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡した場合で、かつ、災害死亡保険金が支払われないとき	基本保険金額◆	

- 災害死亡保険金、死亡保険金は、重複してお支払いしません。
- 災害死亡保険金、死亡保険金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅し、満期保険金はお支払いしません。
- 両眼失明などの高度障害状態になられた場合にお支払いする保険金はありません。

### ■ 保険金をお支払いできない場合

- 12ページの「4. 保険金をお支払いできない場合」をご覧ください。

■特約

円入金特約

- 一時払保険料相当額◆を円でお払い込みいただくための特約で、ご契約のお申込時に必ず付加いただきます。<sup>(注1)</sup> なお、追加の保険料は必要ありません。
- 円により払い込まれた一時払保険料相当額を米ドルに換算した金額を、基本保険金額◆とします。基本保険金額は、当社よりお送りする保険証券でご確認ください。
- 米ドルへの換算にあたっては、当社所定の為替レート<sup>(注2)</sup>を適用します。

米ドルへの換算における当社所定の為替レート	
為替レート適用日	適用為替レート
当社が円により払い込まれた一時払保険料相当額を受領した日(受領日) <sup>(注3)(注4)</sup>	T T M◆+25銭

(注1) この特約の解約はできません。

(注2) 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するT T S◆を上回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

(注3) 受領日は、当社が指定する金融機関口座に着金した日となります。このため、一時払保険料相当額のお払込日と受領日が異なる等の事情により当社所定の為替レートが変動し、基本保険金額が一時払保険料相当額のお払込日に試算した金額と相違することがあります。

(注4) その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

円支払特約

- ご請求の際にお申し出いただくことによって、保険金等を円でお受け取りいただくための特約で、ご契約のお申込時に必ず付加いただきます。<sup>(注5)</sup> なお、追加の保険料は必要ありません。
- 円への換算にあたっては、当社所定の為替レート<sup>(注6)</sup>を適用します。

円への換算における当社所定の為替レート		
項目	為替レート適用日	適用為替レート <sup>(注7)</sup>
満期 保険金	保険期間満了日以前に請求書類が当社に到達した場合	保険期間満了日 <sup>(注8)</sup>
	保険期間満了日後に請求書類が当社に到達した場合	請求書類が当社に到達した日 <sup>(注8)</sup>
災害死亡保険金・死亡保険金		T T M-25銭
解約時の返戻金等	請求書類が当社に到達した日 <sup>(注8)(注9)</sup>	

(注5) この特約の解約はできません。

(注6) 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するT T B◆を下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

(注7) 当社所定の為替レートの算出式(T T M-25銭)は将来変更される可能性があります。

(注8) その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

(注9) 当社ホームページやお電話にてお手続きが完了した場合は、そのお手続きが完了した日とします。

## ■ 予定利率

- 保険金額等を算出する際の基準となる利率であり、積立金◆に適用されます。積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が予定利率◆でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。
- この保険の予定利率は、米国債等の金利をふまえ、毎月2回（1日と16日）、当社が設定します。契約日◆に適用された予定利率は、保険期間中に変動することはありません。

## ■ すえ置

- 満期保険金は全額を米ドルで最長10年間、当社所定の利率<sup>(注10)</sup>ですえ置く◆ことができます。
- すえ置いた満期保険金の受取人は、すえ置期間中はいつでもすえ置いた満期保険金の全部または当社の定める範囲で一部のお支払いを請求することができます。この場合、ともにすえ置いた配当金やすえ置期間中の利息もあわせて受け取ることができます。
- すえ置いた満期保険金は、米ドルまたは円で受け取ることができます。
- 円への換算にあたっては、当社所定の為替レート<sup>(注11)</sup>を適用します。

円への換算における当社所定の為替レート	
為替レート適用日	適用為替レート <sup>(注12)</sup>
請求書類が当社に到達した日 <sup>(注13)</sup>	T T M◆-25銭

- すえ置期間中にすえ置いた満期保険金の受取人が死亡した場合は、受取人の相続人にすえ置いた満期保険金と利息の全額を一時にお支払いし、すえ置の取扱いは終了します。
- 災害死亡保険金、死亡保険金のすえ置はお取り扱いしていません。

(注10) この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ（裏表紙参照）をご確認ください。

(注11) 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するT T B◆を下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

(注12) 当社所定の為替レートの算出式(T T M-25銭)は将来変更される可能性があります。

(注13) その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

## 4. お申込みに際して

### ■ 為替リスク

- 8ページ、9ページの「為替リスク」をご覧ください。

### ■ 主なお取扱い

指定通貨	米ドル	
保険料の払込方法	一時払い (円でのお払込みのみ)	
一時払保険料	取扱単位	10万円
	最低	100万円
	最高	被保険者年齢によって以下のとおり 0歳～満15歳：1,000万円 <sup>(注1)</sup> 満16歳～満17歳：5,000万円 <sup>(注1)</sup> 満18歳～満85歳：5億円 <sup>(注1)</sup>
保険期間	10年	
契約年齢範囲	ご契約者	満18歳～満85歳
	被保険者	0歳～満85歳
告知事項	職業などの告知	
基本保険金額◆の増額・減額	増額：お取扱いしておりません 減額：最低基本保険金額10,000米ドル (1,000米ドル単位)	
契約者貸付	お取扱いしておりません	

(注1) 同一被保険者がすでに当社の商品にご加入済の場合は、ご加入いただけないことがあります。

- 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。
- ご契約の具体的な内容については、契約成立後に当社よりお送りする「保険証券」でご確認ください。

### ■ 年齢の計算

- 契約日◆における被保険者・ご契約者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者・ご契約者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

## 5. 配当金

- 配当金は資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後5年ごとの資産の運用成果に応じて、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日に円でお支払いします（自動積立）。ただし、資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 配当金は当社所定の利率<sup>(注1)</sup>で円で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、保険金・解約時の返戻金をお支払いするときなどにあわせて円でお支払いします。
- 満期保険金のすえ置支払いをご選択された場合、配当金は円ですえ置き◆ます。  
(注1) この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

## 6. 解約・減額と返戻金

- 13ページの「5. 解約・減額と返戻金」をご確認ください。

## 7. お客さまにご負担いただく諸費用

- 10ページの「お客さまにご負担いただく諸費用」をご確認ください。



## 注意喚起 情報

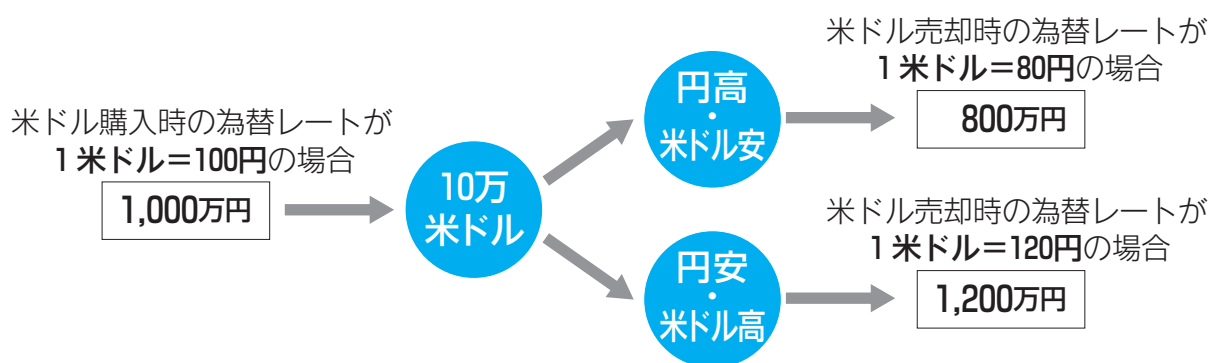
- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。
- 特に、リスク・諸費用の説明や主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する詳細は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

- 記載内容について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
- 主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
- 特に、乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。

## ！ 為替リスク

- この保険は米ドル建ての商品のため、為替リスクがあります。
- この保険における為替リスクとは、為替レートの変動によって、米ドルを円換算したときの価値が変動することにより、差損（差益）が生じることをいいます。
- 為替レートは日々変動しているため、保険金や返戻金等をお支払いする際の当社所定の為替レートにより円換算した保険金額や返戻金額等が、ご契約時の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や返戻金額等を下回るおそれがあります。  
さらに、ご契約時の一時払保険料（円）を下回り、損失が生じるおそれもあります。
- この保険における為替リスクは、ご契約者または保険金受取人が負います。

### ■一般的な為替リスクの例（1,000万円で米ドルを購入する場合）



次ページへ続く

### ■この保険における為替リスクの例

- ・一時払保険料として1,000万円を払込み
- ・ご契約時の当社所定の為替レート：1米ドル=100円
- ・満期保険金額が11万米ドルの場合

満期保険金請求時の 当社所定の為替レート	1米ドル=80円 (加入時よりも円高)	1米ドル=120円 (加入時よりも円安)
満期保険金の円換算額	11万米ドル =880万円	11万米ドル =1,320万円
ご契約時の一時払保険料(1,000万円)との差額	-120万円	+320万円
ご契約時の当社所定の為替レート (1米ドル=100円)で計算した満期 保険金額(11万米ドル=1,100 万円)との差額	-220万円	+220万円

(※) 税金等を考慮せず計算した金額であり、実際に受け取る金額とは相違する場合があります。

## ！お客さまにご負担いただく諸費用

### 保険契約にかかる費用

- 保険契約にかかる費用は、以下の「契約初期費用」、「保険契約関係費用」の合計額となります。(解約時に別途控除する費用はありません。)

項目	内容	費用
契約初期費用	ご契約の締結にかかる費用	基本保険金額◆に対して4.0%
保険契約関係費用	ご契約の維持・管理にかかる費用	被保険者の契約年齢・性別やご契約後の経過期間等により異なります
	死亡保険金・災害死亡保険金にかかる費用	

- これらの費用は、一時払保険料以外に**別途お払い込みいただくものではありません。**
- ご契約時に確定する米ドル建ての満期保険金額・死亡保険金額・解約時の返戻金額等は、**すでにこれらの費用が差し引かれた後の金額です。**

### 外貨の取扱いにかかる費用

#### ■為替手数料

円入金特約・円支払特約を適用する場合は、当社所定の為替レートを適用します。この為替レートには、為替手数料があらかじめ含まれています。

当社所定の為替レート	適用為替レート
円入金特約における為替レート	T T M◆+25銭
円支払特約における為替レート	T T M-25銭 <sup>(注1)</sup>

(注1) 当社所定の為替レートの算出式(T T M-25銭)は将来変更される可能性があります。

- お払込時にかかる為替手数料は、あらかじめ円入金特約における為替レートに含まれているため、**一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。**
- 保険金等を円でお受け取りいただく際にかかる為替手数料は、あらかじめ円支払特約における為替レートに含まれています。お受け取りいただく金額は、この手数料が**差し引かれた後の金額です。**

#### ■口座引出手数料等

- 保険金等を米ドルでお受け取りいただく際、米ドルを受け取る口座をご用意いただく必要があります。そのために口座開設手数料がかかる場合があります。また、口座着金・引出にかかる手数料等が必要となる場合があります。
- 手数料等の金額、口座開設のお取扱いは、金融機関によって異なります。詳細は、金融機関にお問い合わせください。

この手数料は、お受取時に**別途発生します。**

◆マークの用語については、17ページの「用語ガイド」をご覧ください。

## 1. 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）

- 申込日または、本書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（土・日・祝日、年末年始の休日を含みます）であれば、書面または電磁的記録\*によりお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」）をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額を円でお返しいたします。  
\*電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、当社ホームページ（裏表紙参照）の専用申出フォーム（以下「専用申出フォーム」）からお申し出いただく方法を設定しております。
- お払い込みいただいた金額を円でお返しするまでには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。
- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申込みの撤回等の場合は、郵便により当社の支社または本社あて、上記期限内に発信してください。
- 書面には、お申込みの撤回等をする旨の意思を明記し、ご契約者の氏名・住所・電話番号（お申込内容と同一）・保険種類・申込日および一時払保険料などを記載してください。
- 書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をおすすめします。

## 2. 職業などの告知

### ■告知の義務

- ご契約者や被保険者には職業などについて告知をしていただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約されずと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、現在の職業など当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

### ■告知の内容

- 告知していただいた内容が事実と相違する場合には、ご契約が解除されたり、または取消しとなって、保険金をお支払いできないことがあります。
- 告知いただくことについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

- 前ページのご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。
  - ・告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。
  - ・この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。
- 告知にあたり、生命保険募集人（代理店を含みます）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社のご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社のご契約を解除することができます。
- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容などについて確認させていただく場合があります。

### 3. 保障の開始

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額♦を受け取った時のいずれか遅い時から、ご契約上の保障が開始されます。
- 生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

### 4. 保険金をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。

- 3ページの「3. 保障内容」に記載の「お支払いする場合」に該当しない場合（責任開始時前の不慮の事故を原因とする場合など）
  - 免責事由に該当する場合
    - 例) ・責任開始日から、3年以内における被保険者の自殺
    - ・ご契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡 など
  - 告知義務違反による解除の場合
  - 重大事由による解除の場合
    - 例) ・保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
    - ・ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
  - 詐欺による取消し、保険金の不法取得目的による無効の場合
- ▶ 冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。

## 5. 解約・減額と返戻金

### ■ご契約の解約

- この保険は、いつでもご契約を解約・減額して返戻金をお受け取りいただくことができます。なお、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

### ■基本保険金額◆の減額

- 当社所定の範囲内で、基本保険金額はいつでも減額することができます。
- この場合、その割合に応じて返戻金を受け取ることができますが、満期保険金額、災害死亡保険金額および死亡保険金額もその割合に応じて減額されます。
- 一度減額した基本保険金額をもとの金額に戻すことはできません。

### ■解約・減額時の返戻金

- 解約・減額時の返戻金額は、被保険者の契約年齢・性別、経過年月数等によって異なります。ご契約から一定期間内に解約された場合、返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

### ■その他留意事項

- この保険は、解約された場合の返戻金額の上限を死亡保険金額とするしくみで保険料を計算しています。
- 解約・減額時の返戻金を円でお受け取りいただく際の為替リスクについては、8ページ、9ページの「為替リスク」をご確認ください。
- 解約・減額時のお手続きについては、16ページに記載のコミュニケーションセンターへご連絡ください。<sup>(注1)</sup>

(注1) 解約のお手続きについては、当社ホームページ（裏表紙参照）中の「お客さま専用サイトMYほけんページ」から行なうこともできます（お手続きには諸条件があります）。

## 6. 現在ご契約の保険契約または特約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- 現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額されますと、多くの場合、返戻金はお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率◆が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、現在のご契約の保険種類によっては保険料が引き上げられる場合があります。
- 現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲（保険金の支払事由）が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 告知内容などによっては、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために新たなご契約が解除・取消しとなることもあります。

## 7. ご契約者と相互会社との関係

- 当社は相互会社であり、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
- 相互会社ではご契約者が「社員」<sup>(注1)</sup>となります。社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や剰余金分配を受ける社員配当金請求権などがあります。  
(注1) 剰余金の分配のない保険（無配当保険）のみにご加入のご契約者は除きます。

## 8. 生命保険の税金

### ■生命保険料控除

- お払い込みいただいた一時払保険料（円）は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります（一時払いのため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は対象となりません）。
- その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

## ■保険金等をお受け取りいただいた場合にかかる税金

- この保険の税法上の取扱いは、円建ての生命保険契約と同じとなります。
- 米ドルで保険金等をお受け取りいただいた場合は、下表のとおり円に換算したうえで、円建ての生命保険契約と同じ取扱いとなります。

項目	税の種類 <sup>(注1)</sup>		為替レート適用日・適用為替レート <sup>(注2)</sup>
満期 保険金 <sup>(注3)</sup>	受取人がご契約者 自身の場合	所得税（一時所得）・ 住民税	満期日の最終 T T M◆
	受取人がご契約者 以外の場合	贈与税	満期日の最終 T T B◆
災害 死亡 保険金 ・ 死亡 保険金	ご契約者と被保険 者が同一人の場合	相続税	死亡日の最終 T T B
	受取人がご契約者 自身の場合	所得税（一時所得）・ 住民税	死亡日の最終 T T M
	ご契約者、被保険 者、受取人がそれ ぞれ異なる場合	贈与税	死亡日の最終 T T B
返戻金	契約日◆から 5年超	所得税（一時所得）・ 住民税	請求書類が当社に 到達した日の最終 T T M
	契約日から 5年以内	所得税・住民税 (源泉分離課税)	請求書類が当社に 到達した日の最終 T T B

(※) ご契約者は保険料負担者とします。

(注1) 所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

(注2) 「最終」とは、1日のうち公示値の変更があった場合、その日の最終の公示値のことです。

(注3) 満期保険金をすえ置いた◆場合も、満期時に米ドルでお受け取りいただいたものとして課税されます。また、すえ置利息は雑所得の課税対象となります。すえ置いた満期保険金およびすえ置利息を円でお受け取りいただいた場合、別途申告が必要となる場合があります。

- 円で保険金等をお受け取りいただいた場合は、円でのお受取額が課税対象となります。

☞【参照】税法上の取扱いについては、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

上記の税務の取扱い等については2022年2月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更等に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。



## 9. 保険金額等が削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

## 10. 保険金等のご請求

- 保険金等の支払事由が生じた場合や、支払可能性があると思われる場合などには、すみやかに当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡ください。  
▶ 冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。
- ご住所等を変更された場合には、当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、必ず当社にご連絡ください。

## 11. ご契約後のお手続きやご相談

- ご契約内容のご照会、各種お手続き（解約・減額等）のお申し出、ご契約に関する苦情・ご相談については、「コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

コミュニケーションセンター  **0120-453-860** ようこそ ハロー  
【外貨建保険のお問い合わせ窓口】  
月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00（いずれも祝日・年末年始を除く）

- ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

### 生命保険相談所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）  
☎ 03-3286-2648 ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### ●すえ置

満期後、保険金をすぐにお受け取りにならず、当社所定の利率<sup>(注1)</sup>により、お預けいただくことをいいます。すえ置いた満期保険金は、米ドルまたは円でいつでもお受け取りいただくことができます。

(注1) この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

### ●基本保険金額

保険金をお支払いする場合に基準となる金額です。一時払保険料(円)を受領した日における当社所定の為替レートで米ドルに換算した金額とします。

### ●契約日

保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額を受け取った日のいずれか遅い時から、ご契約上の保障が開始され、その日を契約日とします。

### ●予定利率

保険金額等を算出する際の基準となる率の1つで、保険期間を通じて得られる資産運用の収益をあらかじめ見込み、当社が設定する運用利回りのことをいいます。米ドル建ての満期保険金額・死亡保険金額・解約時の返戻金額等は、契約日の予定利率等により確定します。

### ●一時払保険料相当額

保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払い込みいただくお金のことで、保険契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。

### ●T T M ティーティーエム(対顧客電信売相場仲値)

銀行が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値で、T T S(対顧客電信売相場)とT T B(対顧客電信買相場)の中間の値となります。

### ●T T S ティーティーエス(対顧客電信売相場)

お客さまが銀行等で円を外貨に交換する(外貨を購入する)ときに用いられるレートとなります。

### ●T T B ティーティービー(対顧客電信買相場)

お客さまが銀行等で外貨を円に交換する(外貨を売却する)ときに用いられるレートとなります。

### ●積立金

当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金(保険料の中から、将来の保険金などをお支払いするために必要な金額を積み立てる米ドル建てのお金)のことをいいます。契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。

# 「MY Web約款」について

- 「MY Web約款」では、ご契約のしおりや、約款・特約条項の全文を閲覧いただけます。
- 「MY Web約款」の閲覧方法は次のとおりです。

## ① 当社ホームページ トップページ

- ・当社ホームページから「MY Web約款」ボタンを押下してください。
- ・別ウインドウが表示されます。

- ・閲覧に際しては、商品名と契約日が必要です。
- ・商品名は「米ドル建・一時払養老保険」を選択してください。契約日は「保険証券」などでご確認ください。
- ・当社ホームページは明治安田生命で検索または以下のアドレスを入力してください。

明治安田生命  検索 

明治安田生命ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

## ② MY Web約款 トップページ

- ・ページ内の「契約日等から探す」または「商品名から探す」を押下してください。

### 【契約日等から探す】の場合

- ・契約日を選択のうえ、保険証券の契約日を入力して、検索ボタンを押下してください。
- ・入力した契約日に「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- ・「米ドル建・一時払養老保険」を選択してください。

### 【商品名から探す】の場合

- ・「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- ・「米ドル建・一時払養老保険」を選択してください。
- ・約款等の改正に応じて期間が分かれていますので、契約日が含まれる期間を選択してください。

## ③ 約款等 閲覧画面

- ・商品名および契約日が含まれる期間が表示されていることを確認してください。
- ・ご覧になる約款等を押下してください。

スマートフォン・タブレット等をご活用の場合は、こちらの二次元コードから、「MY Web約款」の検索画面にアクセスすることができます。

※二次元コードは公開された仕様に基づき作成されるものですが、各携帯電話会社、および対応機種により若干の独自仕様等を含みます。このため、対応端末のすべてで正確に読み取れることを完全には保証できません。あらかじめご了承ください。





ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および本書面をご確認ください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項や必要な保険の知識などについてご説明しています。


「ご契約のしおり 定款・約款」は当社ホームページの「MY Web約款」から閲覧いただけます。詳しくは18ページをご覧ください。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- ・ 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）
- ・ 保険の特徴としくみ
- ・ 職業などの告知
- ・ 保障の開始
- ・ 保険金をお支払できない場合
- ・ 解約と返戻金

#### お電話によるご相談窓口

コミュニケーションセンター「外貨建保険のお問い合わせ窓口」


ようこそ ハロー  
 **0120-453-860**

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00(いずれも祝日・年末年始を除く)

当社コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、当社ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険募集人は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ生命保険募集人にご相談ください。

 見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

引受保険会社

**明治安田生命保険相互会社**

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1  
TEL 03-3283-8111(代表)

明治安田生命ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>



明治安田生命



担当者

募 I 2200003 商品開発 91189